

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東かがわ市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

香川県東かがわ市

## 公表日

令和8年3月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する業務で以下の事務を行う。 1. 寄附金税額控除の適用を希望する寄附者が提出する申告特定申請書の受付 2. ふるさと納税事務代行事業者作成のソフトウェアツール(ワンストップ特例申請支援システム)を利用して、地方公共団体に送付するデータを作成 3. 寄附金税額控除に係る申告特例通知書をeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて、電子的送付により申告特例を希望する寄附者の住所地の市区町村長に送付
③システムの名称	ワンストップ特例申請支援システム、エクセルファイル、motiONE
2. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例申請書受付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第24の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 地域創生課
②所属長の役職名	地域創生課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 総務課 TEL0879-26-1214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 地域創生課 TEL0879-26-1276
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策                      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	・漏えい、滅失、毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じる。また、ダブルチェックを徹底し、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。 ・業務を委託していることから、契約に当たっては取扱特記事項を定め、受託事業者においても適正な特定個人情報の管理を義務付けている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月16日	3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表24の項	事後	
令和8年3月16日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和8年3月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 福祉課 Tel.0879-26-1228	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 総務課 Tel.0879-26-1214	事後	
令和8年3月16日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年3月16日	II-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年3月16日	8 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報等を取り扱う際には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等の防止を徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更
令和8年3月16日	11 最も優先度が高いと考えられる対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えい、滅失、毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じる。また、ダブルチェックを徹底し、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。</li> <li>業務を委託していることから、契約に当たっては取扱特記事項を定め、受託事業者においても適正な特定個人情報の管理を義務付けている。</li> </ul>	事後	様式変更